

## 国内経済要録

### ◇公定歩合の引上げ

日本銀行は、4月以降2回にわたり公定歩合の引上げを実施したが、最近の経済情勢をみると、景気は国内民需を中心に依然着実な拡大傾向を示している。また卸売物価は依然根強い騰勢を続けており、このところ為替円安がさらに進行するなど物価の先行きは一層懸念される状況にある。金融面ではマネーサプライの伸び率が鈍化するなどこれまでの措置の効果がしだいに浸透しているが、企業金融は全体としてなおゆとりを残している。

以上のような情勢にかんがみ、今後とも物価の上昇を極力抑制するため、公定歩合を次のとおり1%引上げ、11月2日から実施することとした。

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	6.25	5.25
その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.50	5.50

### ◇短期貸出金利の引上げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出金利を次のとおり引上げ、11月7日より逐次実施した(11月2日以降各行発表)。

#### 短期貸出金利

(単位・%)

	変更後	変更前
手形の割引ならびに貸付	8.25以下	7.25以下
当座貸越	9.25以下	8.25以下
標準金利	6.5	5.5

### ◇昭和54年度第3四半期の公共事業等の事業施行について

政府は、10月12日、最近の経済動向にかんがみ、昭和54年度第3四半期の公共事業等の実施に当っては、引続

き昭和54年4月6日閣議決定「公共事業等の事業施行について」(5月号「要録」参照)によるほか、期末の契約率を、抑制も促進もしない通常年度の第3四半期末と同様おおむね80%程度(注)とする旨閣議決定した。

(注) 大蔵省は、10月25日、公共事業施行対策連絡会議において、目標契約率を80.9%とする旨決定。

### ◇公社債流通金融担保登録公社債代用証書制度の実施

日本銀行は、54年度税制改正により証券会社が租税特別措置法第8条による指定金融機関に加えられた(これにより証券会社所有登録債の利子に対する所得税の源泉徴収が免除)ことに伴い証券会社の登録債所有が増加していることから、証券金融会社が登録債を公社債流通金融の担保として徴求する場合の担保取扱の合理化を図るため公社債流通金融担保登録公社債代用証書(公社債代用証書)制度を創設、10月20日から実施した。本制度の概要次のとおり。

#### 1. 参加業者の範囲

日本銀行が適当と認める証券会社、証券金融会社および短資会社。

#### 2. 対象債券

登録公社債のうち日本銀行の指定するもの(当面は登録国債に限る)。

#### 3. 公社債代用証書の発行

日本銀行は参加証券会社から登録公社債の譲渡を受け、これと同一の銘柄を記載した同額の公社債代用証書を発行。

#### 4. 公社債代用証書の使用

公社債代用証書の使用は次の場合に限定。

(1) 参加証券会社が参加証券金融会社から公社債流通金融制度による借入を行うときの担保として使用する場合。

(2) 参加証券金融会社が、公社債流通金融制度の実施のために必要な資金を短資市場もしくは手形売買市場から調達するとき、または日本銀行から借り入れるときの担保として使用する場合。

#### 5. 公社債代用証書による登録公社債の譲渡

日本銀行は、公社債代用証書と引換に証書面に記載された登録公社債を譲渡。

#### 6. 参加証券金融会社への事務委託

日本銀行は、公社債代用証書の発行、回収およびそれに見合う登録公社債の登録変更請求にかかる事務を参加証券金融会社に委託。